

バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 14 年 12 月 27 日閣議決定、18 年 3 月 31 日改正)

「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

〔数値目標：2010 年度を目標〕

- (技術的観点からの目標) エネルギー変換効率の向上等
(地域的観点からの目標) バイオマスタウンを 300 程度構築
(全国的観点からの目標) 廃棄物系バイオマスが 80%以上利活用。未利用バイオマスが 25%以上利活用、バイオマス熱利用が 308 万 KL(輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料 50 万 KL を含む)等

「バイオマス・ニッポン」の実現に向けた基本的戦略

(1) バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略

- ①国民的理解の醸成 ②システム全体の設計 ③バイオマスタウン構築の推進 等

(2) バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略

- ①経済性の向上 ②経済的要因以外のコスト高の是正 ③生産に必要な環境の整備

(3) バイオマスの変換に関する戦略

- ①経済性の向上 ②革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携 ③経済的要因以外のコスト高の是正

(4) バイオマスの変換後の利用に関する戦略

- ①利用需要の創出、拡大 ②農林漁業、農山漁村の活性化 ③利用に必要な環境の整備
④輸送用燃料としての利用

(5) アジア等海外との連携に関する戦略

戦略を実現するための手段

- 関係府省による各種施策・事業
● バイオマスの利活用に関する法令等(主なもの)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
地球温暖化対策推進大綱(平成 14 年 3 月 19 日地球温暖化対策推進本部決定)
京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月 28 日閣議決定)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和 55 年法律第 71 号)
石油代替エネルギーの供給目標(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)
2010 年度におけるバイオマスエネルギーを含めた新エネルギーの供給目標を 2,400 万 KL に設定

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)
新エネルギー利用等の促進に関する基本方針(平成 14 年 12 月 27 日閣議決定)
2010 年度における新エネルギー導入目標値:バイオマス発電 33 万 KL、バイオマス(黒液・廃材等を除く)熱利用 67 万 KL、黒液・廃材等熱利用 494 万 KL に設定

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成 14 年法律第 62 号)
電気事業者に一定量以上の新エネルギーによる電気の利用を義務付け

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
下水汚泥の再生利用(建築資材、肥料への利用、バイオガスの生成等)の推進

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大(H19.2 バイオマス・ニッポン総合戦略会議とりまとめ)
2011 年度の国産バイオ燃料生産目標値:5 万 KL(原油換算 3 万 KL)

バイオ燃料技術革新計画(H20.3 バイオ燃料技術革新協議会とりまとめ)
2015 年度国産次世代バイオ 100 円/L(バイオマス・ニッポンケース)、40 円/L(技術革新ケース)

循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
建設発生木材の再資源化(再利用、再生利用、熱利用)の推進
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)
食品関連事業者から排出される食品系廃棄物等の再生利用等の推進

森林・林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)
森林・林業基本計画(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定)
木質系バイオマスの利活用の推進
食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)
食料・農業・農村基本計画(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)
農業系バイオマスの利活用の推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に係る法律(平成 11 年法律第 112 号)
家畜排せつ物の堆肥化、エネルギーとしての利用等の促進
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成 20 年法律第 45 号)
農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料利用の促進
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)

廃棄物処理施設整備計画(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)
廃棄物系バイオマスを利用した発電・熱利用の推進
ごみ焼却施設の総発電能力目標値(H24 年度):約 2,500 MW(ワット)

政策の目的

エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現すること

政策の背景

- ・CO2排出量の増加→地球温暖化及びそれに伴う環境悪化
・大量消費、大量廃棄への反省
・農林水産業の低迷
・原油価格の高騰
ほか

施策の総合的・計画的な推進

バイオマスの効率的・効果的利用

政策効果の発現

①地球温暖化の防止

「カーボン・ニュートラル」の特性を有するバイオマスを化石資源に代替することにより、CO2の排出量が削減

②循環型社会の形成

持続的に再生可能な資源であるバイオマスの総合的な利活用を通じ、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会への移行が促進

③競争力のある新たな戦略的産業の育成

バイオマスを新たにエネルギーや製品に利活用することにより、革新的な技術・製品の開発、ノウハウの蓄積、先駆的なビジネスモデルの創出等がなされ、新しい環境調和型産業とそれに伴う新たな雇用の創出

④農林漁業、農山漁村の活性化

家畜排せつ物、稲わら、林地残材等農林漁業から発生するバイオマスを有効活用することにより、農林漁業の自然循環機能を維持増進するとともに、エネルギーや工業製品の供給という新たな役割を担うことで活性化

〔外部要因〕

- ・バイオマスの利活用以外の政策
・国際ルールの変化
ほか